

3 整備基準及びより望ましい基準に基づく整備の対象範囲

整備基準及びより望ましい基準に基づく整備を行う必要があるのは、公共的施設のうち、多数の者（公共的施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者に限る。）の利用に供する部分に限られます。

したがって、例えばスーパーマーケットにおける倉庫、倉庫に至る荷物用エレベーター、従業員専用の階段、便所等の従業員のみが使用する部分、機械式の自動車車庫の内部など、多数の者の利用に供しない部分については、整備基準及びより望ましい基準に基づく整備の対象とはしていません。